

一般国道197号改築工事（名坂道路）の事業認定に係る
社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

1. 開催日時 平成20年12月17日（水）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議 題 「一般国道197号改築工事（名坂道路・愛媛県八幡浜市大平地内）及びこれに伴う市道付替工事」について

4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通省四国地方整備局長から付議され、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された一般国道197号改築工事（名坂道路・愛媛県八幡浜市大平地内）及びこれに伴う市道付替工事について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする国土交通省四国地方整備局長の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・ 本件事業は、地すべりが発生したことに伴い、一度事業認定を取り下げ、地すべりに対応するため起業地の面積が増大したことにより事業内容が変更され、事業認定が再申請された初めての案件であるが、前回の審議にとらわれず、新たな案件として審議すべきである。
- ・ 起業者が、地すべりが発生したことを受けて、事業認定申請を直ちに取り下げ、大規模な押え盛土工事による地すべり対策を実施していることは評価でき、そのために必要となった再申請の内容を妥当とする事業認定庁の判断も問題ないのではないか。
- ・ 切土工事をして、ある意味で緑をはがしたわけであるが、その後の盛土工事に使用した土については、名坂道路のトンネル工事で発生した土を利用したと説明があった。そうすると、トンネルの土を捨てる必要がなくなったという意味では、かえってよかったのではないか。
- ・ 前回申請後に地滑りが発生したことは、起業者にとって見込み違いであったことから、その対応策が十分かどうかのポイント。今回はしっかりとした地滑り対策工事を行ったとのことであるので、問題ないと思う。